

期 間： 令和6年6月25日（火） 午後4時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 瀬瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、
青木 教育総務係長、大竹 社会教育係長、上甲 主査
書記：板川 主事

欠席者： 塩田 学校建設専任課長兼指導主事、飯島 学校教育専任課長兼指導主事

傍聴者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- (1) 令和7年度教科用図書の採択における採択地区について
- (2) 社会教育委員の委嘱について
- (3) 真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- (4) 貴船神社の船祭り保存管理奨励交付金交付要綱の一部改正について
- (5) 学校建設に係る基本構想・基本計画策定に係る検討事項について
- (6) 真鶴町民俗資料館条例を廃止する条例について
- (7) 真鶴町民俗資料館条例施行規則を廃止する規則について
真鶴町における「DUAL SCHOOL」事業について

3 報告事項

- 令和6年度6月事業報告、7月事業計画
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年度真鶴町教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは皆さん、改めましてこんにちは。

全員： こんにちは。

瀬瀬教育長： お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。梅雨に入ってきて、本当に毎日ジメジメした季節がやってきました。自分がまだ子どもの頃は、「梅雨の時期は雨が多いな。」「今日は外で遊べないな。」という程度だったのですが、最近は本当に想像を超えたような雨量、線状降水帯などで被害が出る地域もあるということで、我々も天気予報などを本当に逐一しっかり見て、施設の管理や学校との対応も欠かさないようにしなくてはいけないなと考えております。

先ほどお話がありました中学校の教科書採択について、教科数も多くてなかなか全部をこなすのは結構大変なのですが、委員の皆さんもうまく時間を作って教科書を見ていただきまして、本当にありがとうございます。次回、来月12日に調査研究報告がある検討会になります。それまでの間、まだ少し時間がありますので、よろしければまた教科書を見ていただければありがたいなと思っております。

あと、学校建設につきましては、先週、小学校と中学校の先生方に「どんな部屋、教室がいいかな。」と聞きに行きました。明後日、幼稚園の先生にも聞く予定です。また、子どもたちの方も、小学校6年生と中学校の生徒会の子たちですが、これから聞いて反映していきたいと考えています。来月16日に学校建設準備委員会がございます、我々の方のスケジュール感としては「建設場所を決めたいな。」と思っております。瀧本委員にはいろいろご苦勞を掛けているのですが、もしよろしければ傍聴に来ていただいて、どんな意見が出たのか見ていただけるとありがたいなと思っております。今日も協議事項たくさんございますので、いろいろ協議、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。協議事項（1）令和7年度教科用図書の採択における採択地区について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それではご説明いたします。資料1をご覧ください。令和6年度教科用図書の採択における採択地区についてです。令和7年度でした。失礼いたしました。各市町の教育委員会の意向把握する調査文書になっております。裏面をご覧ください。下の四角で囲われた部分で、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条の中に採択地区に関する規定があり、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。第2項 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。となっております。もう一度表面に戻っていただきまし

て、今回、県西教育事務所の方から、そちらの依頼がまいりました。来年度の採択地区について、このまま箱根町、湯河原町と３町共同採択地区で変更しないか、もしくは変更するかについて、ご協議のほどよろしく願いいたします。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの説明でご意見ご質問。そして、どちらがいいか。その辺りも含めてご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 下郡の学校規模、校数ですか。そういうことを考えていくと、採択地区は変更しない。そのままですとありがたいなと思います。真鶴だけでやるのは絶対無理です。

松野委員： あるいは小田原と一緒に。下郡と小田原と一緒に今後考えられる。そういうのはないですか。行政単位だと郡と市が違う。３町でやっているのですけど。

瀬瀬教育長： 長らく３町ですけど。でも、それはありますよね。

松野委員： 実際のところ、調査研究は小田原市も一緒にやっているではないですか。採択そのものは別でやっていますが、そういうのはどうなのですか。今後の方向性として、来年度でなくて、将来的にという中では考えてもいい時期かなと思いますが。教職員の交流も今、上郡も一緒に交流していますが、基本的には小田原市も一緒に移ってきた部分もあるので。

瀬瀬教育長： 分かりました。それでは、今後そういった可能性も探るということで、とりあえず今年度の採択地区については、②「採択地区については、変更の希望はありません。」で、委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。はい。今、松野委員の言われた案件については、投げてみて何か弊害、問題があれば、それはそれで理由になりますので、１回相談に挙げてみるということでもいいですか。ちょうど次回の担当が真鶴になりますので、そういうことも含めて検討してみたいと思います。それでは事務局、忘れないようにお願いいたします。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： それでは、協議事項（１）については全員賛成。②でお願いしたいと思います。では、協議事項（２）社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いし

ます。

大竹係長： はい。それでは資料2をご覧ください。今回、社会教育委員として委嘱をさせていただきたいと考えておりますのが、名簿の7番目。太線で囲った方、澤田^{さわだ}薫さんでございます。令和4、5年度社会教育委員としてお勤めいただきました。様々な事業にご参加いただきまして、いろいろなご意見をいただきました。ただ、自宅が当町ではない所でお仕事もされておりますので、なかなか参加できないということで、5年度末に「一度退任されたい。」とおっしゃって退任されました。しかし、土曜教室の教育支援員をやっていただく中で、「できるだけ事業に参加したい。」というご意向もあるようで、7月1日からまた社会教育委員としてお務めさせていただきたいと考えまして、今回、委員として委嘱する形で上程をさせていただきました。任期につきましては、令和6年7月1日から令和8年3月31日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの説明についてご意見ご質問があればお願いいたします。澤田委員は、いろいろな事業にも積極的に関わってくださっているし、ご自身の仕事の関係でご辞退されたと聞いておりますので、何とかそこは続けていただけると、こちらとしても助かるということです。特にございませんか。それでは質疑を終了で、協議事項（2）社会教育委員の委嘱について、挙手により採決をいたします。原案のとおりすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成です。本案は原案のとおり決定いたしました。
では続きまして、協議事項（3）真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

青木係長： はい。資料3の新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましては、5月の定例会にて「幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について」ご承認いただいたところですが、それに関連して小中学校も改正するものになります。右側が改正前、左側が改正後です。第8条第2項 校外学習の届出を「教育委員会に届出又はその承認を受けるものとする。（第1号様式）」となっていたものを、「校外行事実施届出書（第1号様式）により教育長に届け出なければならない。」と改めます。教材の承認として第10条。「教育委員会の承認を得なければならない。（第2号様式）」を「準教科書使用申請書（第2号様式）により教育委員会の承認を得なければならない。」と改めるものです。教材の届出として第11条。「教育委員会に届け出なければならない。（第3号様式）」を「教材使用届出書（第3号様式）により教育長に届け出なければならない。」と改めるものです。1枚おめくりください。以下、様式の改正に

なります。改正部分といたしましては、旧の中央、「記」とある所から上段全ての改正となります。タイトルをつけて申請を削り、届出に全て統一いたします。続きまして、3ページの第2号様式をご覧ください。同じく中央の「記」より上段の改正になりますが、タイトルをつけて少し体裁を整えております。最後、4ページをご覧ください。こちらも同様に、上半分の様式変更になり、タイトルを修正しております。説明については以上となります。ご審議のほど、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ただいまの説明でご質問ご意見があればお願いいたします。結局、今までは届け出をして承認を得ていたものを、届け出をするだけで簡略化するのですよね。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

松野委員： これは教科ごと、教材ごとに1枚ずつ出さなくてはいけない形ですか。

青木係長： これはまとめてで、大丈夫です。

松野委員： まとめてで、大丈夫ですよ。そうですね。そうですね。そうでないと大変ですものね。

瀬瀬教育長： そうですね。

松野委員： はい。分かりました。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは質疑が無いようですから質疑を終了いたします。協議事項（3）真鶴町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、挙手により採決をいたします。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成です。よって原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、協議事項（4）貴船神社の船祭り保存管理奨励交付金交付要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは資料4、新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、文書発出記号の記載の変更と旧和暦の削除でございます。まず、文書発出の際の記号の変更でございますが、現状第1号様式の中「教生」となっておりますが、これは生涯学習課当時に使っておった記号でございまして、現状の「真教」に変更

するものでございます。また、旧和暦の「平成」が残っていた箇所を削ったものでございます。同様に、通知書の中にも旧和暦「平成」が使われておりましたので、削除させていただくものでございます。説明につきましては以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それではただいまの説明について何かご意見ご質問あればお願いいたします。この辺りの見直しは、もう何年間か経っているわけですが、なかなかそこまで行き届かなかったということですか。

大竹係長： すみません。申し訳ないです。

瀬瀬教育長： よろしいですか。それでは特に無いようでしたら質疑を終了いたします。協議事項（４）貴船神社の船祭り保存管理奨励交付金交付要綱の一部改正について、挙手により採決をいたします。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成です。原案のとおり決定いたしました。
続きまして、協議事項（５）学校建設に係る基本構想・基本計画策定に係る検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

上甲主査： はい。それでは議題（５）学校建設に係る基本構想・基本計画策定に係る検討事項について、説明をさせていただきます。資料は５－１、Ａ４両面で３ページ。資料５－２「学校建設関係スケジュール（案）」として、Ａ４両面１枚でございます。過不足がありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

まず、資料５－１をお願いいたします。学校建設を進める上でこの基本構想・基本計画は、建設の基盤となるものでございます。現在、各学校、議会等には説明も終わり、ご意見をいただいているところでございます。また、今月から来月にかけて幼小中の教職員、児童生徒との意見交換会を行い、教える側、教わる側、魅力ある働く場としての３つの視点から意見交換を行っています。先日、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業の一環として、真鶴中学校で早稲田大学名誉教授 小林^{こばやし}宏己^{ひろみ}先生の講演を拝聴し、「小中統合の最大のキーは教師力である。」と言われておりました。その話を聞く中で、この建設を成功させるためには、教師力にプラス地域力、行政力。この２つの力が合わさって成し得ると感じているところでございます。そのため、基本構想・基本計画を策定する上で、現時点における検討課題および協議が必要と考える事項を列記しております。真鶴町の魅力ある学校建設を進める上で、子どもに主眼を置いた施設整備および教材等の整備をしていきますが、検討段階では多角的な視点が必要となります。教育委員の皆様におかれましても、「こういう視点はどうか。こういった検討はしなくてもいいのか。」など、ご意見がございましたら事務局までいただければと思います。町内１つの学校建設となります。

「町全体で子どもたちを育てる」。そんな拠点となり、子どもたちが学びたい。地域の方々が学校に行ってみよう。先生方があの学校で教えたい。そんな施設整備を皆さんと目指したいと考えていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

資料5-2をお願いいたします。学校建設に係るスケジュール（案）でございます。前回説明させていただいた時に、委員よりスケジュールを示すようにとご意見を賜りましたので、表面に令和6年度の会議予定。裏面に現時点で令和12年4月開校予定とした年次スケジュールをお示しいたしました。今後の議論により、日程、内容については流動的な部分もございます。特に、今後決定すべき大きな事項といましては、素案提出までに建設候補地を決定。決定後、町長に申し出をいたします。上半期までに学校制度および給食に関することの決定が必要になっております。教育委員会の説明につきましても、想定される事案につきましても丁寧にご意見をいただきながら最終決定をしていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。説明は以上となります。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。事前に資料をお配りしておりますが、どうですか。事務局で何かポイントになるようなところがありますか。5-1の方で特に見てもらいたいところがあれば、補足でお願いしたいのですが。

上甲主査： 特に4番のところですか。学校を建設する上で「施設整備の基本方針」。この4番について、特にご意見をいただければと思っております。3番「教育目標・教育課程の基本方針」につきましても、今後、学校建設準備委員会等で議論を深めまして、その都度、委員会にご提示させていただきながら、ご承認を賜るようになると思います。施設整備の基本方針、基本構想・基本計画策定を作る上で、この部分は重要になってございます。本日、意見が出ない場合は思いついた時でも構いませんので、その都度、事務局に意見をいただければと思っております。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは、特に4番「施設整備の基本方針」の辺りで意見をいただけるとありがたいのですが、委員の皆さんからご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 事務局の方で、いろいろな場所で意見を聞いてくださっているのは、非常にありがたいなと思います。この流れは、学校建設準備委員会で検討して、それがこの教育委員会定例会に上がってきて、そこで教育委員会の考えとしてまとめるわけですね。それを先ほど「町長に申し出する。」とありましたが、それは最終的には町長が決めるという形でいいわけですか。申し出というのは。

上甲主査： はい。そこについてご説明させていただきます。「教育財産の取得及び廃止」については、町長の権任事項でございますので、教育委員会定例会でご承認をいただいた後、町長に申し出をするという形を取るようになります。例えば、それ以外の教育課程などについては教育委員会での承認事項ですので、これは教育委員会で決定していただいたものを町長に報告する形になります。教育財産の取得。その部分だけ町長の権限でございますので、教育委員会で決定したことを教育委員会から町長に対して申し入れをする流れでございます。

瀬瀬教育長： はい。よろしいですか。

瀧本委員： はい。そうすると、これから7月に学校建設準備委員会があるではないですか。それに今日話がどのくらいあるか分かりませんが、例えば、そこに上甲さんから伝えもらえるという形でいいですか。

上甲主査： はい。

瀧本委員： はい。分かりました。

松野委員： すみません。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

松野委員： 検討課題の1番目に「義務教育学校の設置」とあるのですが、この形態としては小中学校の併設型。あるいは9年間のいわゆる義務教育、何というのでしょうか。9年間の連続性を持ったものにするのか。その辺のところは、この「義務教育学校の設置」という言葉がどちらを意味しているのか。理解できないのですけど。

上甲主査： 事務局としては、事務局（案）や学校の先生方の意見をいろいろと伺っております。「義務教育学校の方が柔軟な対応ができるので、そちらを目指したい。」という意向はありますが、これもあくまで建設準備委員会等で最終的に小中一貫にするのか、義務教育学校にするのか。それを決めていただきながら、もし義務教育学校にした場合、区切りをするのかも改めて議論をしていただいて、その結果について教育委員会の方に議題として挙げさせていただき、承認をいただく形になります。

松野委員： 義務教育学校が9年間。併設型、一貫型にした場合、同じ敷地内でできるのですが、少し内容的な、建物の建て方などが変わってくると思うのです。その辺も含めて現中学校の跡地にするのか、小学校の跡地にするのか。そういう何と言うのだろう。「今の小学校の所に作った場合、義務教育9年間で作った場合、こんなんです

よ。」や「中学校の所に作った場合はこんなふうになりますよ。」と、大体4パターンぐらいできると思うのですが、そういうシミュレーションをされるのですよね。

上甲主査： そうです。7月の準備委員会にできるだけ資料を出したいと思っています。教育環境の視点や仮校舎になった時のことなど。給食のことといった、いろいろなことを含めます。

瀬瀬教育長： 皆さんがそれぞれバラバラで持っている理想の学校。それを盛り込んだ時に、今言われたように「こちらで作った時には、こんな学校ができるね。」「こちらではこんなような。」と。それを絵にするのは素人ではなかなか難しいので、そこで今回。

松野委員： そうですね。どうしても、そういうものが逆に無いと、立地、利便性だけで話が進むようなイメージがあるのですよね。なので、そういう資料を出しながら、こうした場合にこういうメリットがある。デメリットがあるとやっていかないと。少し時間は掛かるかもしれないですけど。何かそういうふうにやらないと、ただ単に「どっちがいい。」「こっちがいいんだけど。」というふうになりがちなので。

瀬瀬教育長： 今までその議論を半年間ぐらい続けてきましたが、やはり専門家の知見を生かしながらということ。

松野委員： すると、もうベラベラ言ってしまいますが、これから人口が少なくなっていくのです。就学する子どもたちの数も当然少なくなってくると思うのですが。将来的に30人学級など、そういうものがどうなっていくのか。今、制度としてはまだ無いですが、やがてそういうふうになって、教室が今は単級で来ているけど、「人数が多くなったから増やさないといけませんよ」ということも、当然人口推移や出生率などで見るのでしょうけれど。あるいは国の制度なども加味しながら、あるいは中学校は数学などの教科によっては今までも少人数、半分に分けていたりしていたと思いますが、そういう時の教室配置なども考慮しながら。4番の所にも特別教室のことが書かれているけど、「調理室はどうするのか。小学校と中学校と共用にするのか。被服室はどうするのか」。美術・家庭など、いろいろな問題が出てくると思うのです。その辺もやっていくと結構大変だなと、これを見ながらこの間やっていたのですが、どうやっても考えられないなと。一貫校にした場合、どういうふうに美術室や体育館の取り分けなど。雨の日の体育館。クラスがそんなに多くあるわけではないので、9クラス＋何クラス。あるいは支援級の時に、知的と情緒が多いと思いますが、肢体や病弱が来た時にはどうするのかなど。いろいろなシミュレーションをしていかないと大変だなということを、私これを見て思いました。

上甲主査： ありがとうございます。先ほどもご説明させていただきましたが、まずは建設候補地がどちらになるか。それによって、次に義務教育学校なのか、小中一貫型なの

かの選択。そこが決まっていなくて、具体的な中身。今おっしゃられた教室の数や区分や区分けなど、なかなかそこに行き着かないので、まずその2つが決まってから細かいところを詰めていく作業になる。それを何とか年度内に。

松野委員：　そうですね。総合計画の方にも出させてもらっているのですが、やはりそのところにも来年度から広義の部分が始まると思うので、そこにも何か盛り込む必要があるのかな。整合性を付けていかなくてはいけないかなと思いますし、教育大綱や教育基本方針など、教育委員会絡みの部分だけではなくて、何かいろいろ付帯するものが出てくると思うので、その辺も整合性を付ける必要が。

瀬瀬教育長：　はい。少ない事務局員ですけど、頑張りますのでよろしくお願いします。他にご意見お願いします。

瀧本委員：　この文章だけ見ると、義務教育学校という提案をされるということでもいいですね。7月の時には。

上甲主査：　そういう意向を、事務局としては持っていると言ってよろしいですか。

瀬瀬教育長：　私は常にそれを伝えていますが、あくまで決めるのは準備委員会の方でという話ですけど。今までの話し合いを聞いていても、大体それに大きな反対はなかったのかなという印象を持っていますけど。

瀧本委員：　学校建設準備委員会の話だけを見ると、今までのものをビルドアップしていつて、今までの議論を基にして提案をしていく。今年度は、もうそういう形になるだろうと思っていたんですけど。そうすると、今までの議論を基にして「義務教育学校」。それで場所については「こっちではないかな。」と提案をしていただいて、それに対して委員さんから話を、意見をもらって決めていく形にしないと、今までみたいに「どっちがいいですか。」だと、両方出る形になるので。そうではなくて、今は学校の先生の話も聞かれているわけだし、いろいろなところで意見を聞かれた上で、「専門家の話も聞いて。」と提案していただいて、出してもらいたいと思います。施設整備ではないですが、先ほどの小林先生と同じで、この資料をもらった時に僕が最初にしたのは、やはり人材の確保です。この機会を捉えて人材を確保するとなると、例えば、事務所に建設までの何年かの間に、「こういう学校を作っていきたいので。校舎も含めて。」と真鶴町の学校教育を提案できる人を求めていきたいという。「新しい学校を作る」という意欲を持っている人に入ってきてもらって、来年以降どんどん意見を言ってもらえ。そういう人が1人や2人いるのはありがたいなと思います。もう1つは、内容が違いますが、今すごく臨任が多いではないですか。でも、臨任の研修制度は全然やってないのですよ。どこも。それで事務所も3日ぐらいしかやってないから、困ってしまっている町がいっぱいあるのです。

臨任が1年生の担任をやっていたりして。「真鶴に来たら臨任の研修もやるよ。町単で。」ぐらいのつもりで出してもらうなど、そうやって新しい校舎で人材の確保。小林先生も言われたみたいに、やはり人が大事なので、人を確保するための手立て。校舎の整備、施設の整備とは違いますが、その辺の視点を少し持っていただけるといいかなと、これを読ませていただいた時に思いました。ありがとうございます。

瀬戸教育長： ありがとうございます。

上甲主査： ありがとうございます。

瀬戸教育長： 一応人材の確保については、事務所の方には早くてですが、再来年の夏には小学生、中学生が一緒になります。生活を始めます。令和12年4月には新しい学校を開校する予定だと、この後の5年、6年のざっくりとしたスケジュールを伝えてあります。そうするといろいろな制度を活用しながら、その時点での加配や「こういう管理職が必要ですね。」などの話を、去年辺りから徐々にさせていただいていますが、それに見合うような方が実際に職員としていらっしゃるかどうかはまた別なので。確かに、今言われたような要請をしていくという、その一貫教育についての理解を深めるための研修をしていくことは、確かに独自で立ち上げてもいいのかなと思っています。今、職員研修が夏に『一貫教育に関する研修』を昨年度から始めていますが、年に1回ですので、その辺りはまたもう少し充実は必要かなと思います。ありがとうございます。あと、どうでしょうか。

松野委員： これができた後のことにもなる、関連するのですが。「安全・安心の確保」と「開かれた学校」などオープンの部分で、これは池田小の事件等があった中で、永遠の課題みたいなところがあるのですが、その辺も何かうまくアピールできるようにしていかないと、できた時に「学校に任せますよ。」と言われても、なかなか厳しいところがあるので。校舎の中に一般町民が入ってくるわけですから。授業スペースと特別教室スペースを分けることであっても、どういうふうにその安全性を確保していくのが非常に難しいところかと思うので、その動線辺りはいろいろな方の知見で良いものができてくるとは思うのですが、1つやはり言葉として非常に綺麗なのだけれど、実際どうなのか。安全性は確保できるのかというところが、学校管理をする管理職の立場からすると、非常に不安な部分だと思います。

上甲主査： ありがとうございます。そういったところも含めて検討課題に入っていきます。おそらく、一般の方の入口と子どもたちが入れる所は分離しなくてははいけませんし、そういう状況の中で今いろいろと考えているところです。

瀬戸教育長： 教育環境研究所という所は新しい学校、義務教育学校や一貫校を全国で手掛けて、今言われた安全性を確保することと、地域の人がその学校を利用するのは、ほ

当たり前前のような流れになっていて、そのための設計に近い形のをいろいろ
なところで提案されているので、参考にはかなりなるかなと。それでも、真鶴の視
点でやはり見ていく必要もあるので、そこは我々も 100%お任せではなくて、しっか
りと一緒になって作り上げる必要あるかなと思います。

松野委員： 校庭が生活の通路になっている所もあるから。

瀬瀬教育長： そうなのですね。

松野委員： かつては。今はそうでもないらしいのですけど。かつては、校庭を散歩している
人が結構いたりしたものです。

瀬瀬教育長： 今も真鶴中学校の校舎の裏と町立体育館の間を町民の方が通ってきていると。あ
れは町道なのですか。勝手に来ているだけですか。

松野委員： そういう人はいるのですよ。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。他にどうでしょうか。では、これは今動き出している
ものですので、これで全て決定、「この通りやります。」ということではないです。
また気付かれたことがあれば、この定例会関係なしに事務局に伝えてもらえれば参
考にさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。とりあえず現時点
で、この検討事項についてはご承認いただけるということによろしいですか。

全委員： はい。

瀬瀬教育長： 特に挙手は採りませんが、皆さんの表情を見て判断させていただきたいと思いま
す。それでは次にいきたいと思います。

協議事項（6）真鶴町民俗資料館条例を廃止する条例について、追加で事務局か
ら説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは資料 7 をご覧ください。真鶴町民俗資料館条例を廃止する条例に
ついて、説明をさせていただきます。今回提案した理由につきましては、民俗資料
館を町長部局に移管して、これからの施設の活用方法を検討することになっており
ますので、それに伴いまして、条例を廃止する条例を規定するものでございます。
それでは本文を読ませていただきます。真鶴町民俗資料館条例を廃止する条例。真
鶴町民俗資料館条例（令和元年真鶴町条例第 13 号）は、廃止する。附則といたしま
して、この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。協議事項（7）も併せてやってしまいませんか。お願いします。

大竹係長： はい。それでは資料８をご覧ください。真鶴町民俗資料館条例施行規則を廃止する規則でございます。こちらの提案理由も、先ほど述べたものと同様でございます。それでは読み出させていただきます。真鶴町民俗資料館条例施行規則を廃止する規則。真鶴町民俗資料館条例施行規則（令和元年真鶴町教育委員会規則第３号）は、廃止する。附則といたしまして、この規則は、令和６年１０月１日から施行する。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。課長から何か補足ありますか。

清水課長： はい。こちらにつきましては、先ほどのお話にもありますが、社会教育施設の移管という話の中で９月に議会に提出して、廃止をして、その後いろいろな使い方を町長部局の方で検討する流れで、今動いているものです。なので、９月いっぱいまで民俗資料館として開館させていただいて、その後は町長部局に移って使い方を変わっていくところです。ちなみに、『広報真鶴』に「民俗資料館の用途の変更」という形で記事を出させていただいて、特に９月。今は、土日祭日しかやっていなかったのですが、９月については、水曜日にも終わる前にご覧になりたい方もいらっしゃると思いますので、平日も交えて開館をしようというところです。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見ご質問あればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 先ほどお話したとおりなのですが、やはり町長の方で想いがあってやられるということで、それは結構なのですが、営利目的にあまり偏らないようにしてもらって、社会教育施設として、やはり町民の心の豊かさに資するような視点を持ってもらいたいということは伝えていただきたいと思います。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。他にございましょうか。では、特に無いようでしたら協議事項（６）、（７）真鶴町民俗資料館条例を廃止する条例と、規則について採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成です。最終的には、議会で採決になると

思いますので、教育委員会として決定したという判断にします。それではこれで協議事項は全て終了ですが、他に事務局からございますか。はい。お願いします。

上甲主査： すみません。事前に議題にお示ししておりませんでした。追加で説明させてください。机上配布させていただきました『真鶴町における「DUAL SCHOOL」事業について』、A4両面の資料でございます。まず経緯ですが、令和3年度地方創生推進事業費補助金を活用し、当町においてサテライトオフィス事業を受託した事業者より、移住定住促進事業の一環として真鶴町で「デュアルスクール事業」の要望が出されました。当該事業者は、徳島県に本社を置き、現在徳島県で同事業を実施している事業者でございます。「DUAL SCHOOL」とは記載のとおり、「区域外就学制度」を活用し、現在の住所地に住民票を置いたまま、保護者の一時的な移住等に合わせ、真鶴町内の学校に学籍を異動させます。そのため、受入学校での就学期間も住所地の学校では欠席とならず、受入学校での出席日数として認められます。メリット、デメリットにつきましては、想定できる範囲で記載をしております。下段には「DUAL SCHOOL」に力を入れてございます徳島県、松本市の2件の比較表を記載いたしました。ご覧ください。実施主体、実施形態、対象学年、対象エリア。裏面をお願いいたします。実施期間ともに異なっております。松本市方式では最短1か月を単位とし、徳島県方式では原則2週間を1つの単位とし、年度内に複数回の制度利用が可能です。それぞれの実施市町村の実情や状況等により県市町村が独自に定めて行うものでございます。考えられる課題等については記載のとおりです。検討結果でございます。5月17日に教頭会、6月4日の校長会において概要を説明し、幼稚園、小中学校の総合的な意見として、今年度より学校建設に係る統合を進めており、学校運営の見直しを含めて多岐にわたり検討課題が山積している中で、デュアルスクールの児童生徒の複数回の受け入れは非常に教職員の負担が大きいことが想定される。特に中学3年生の受け入れに関しては、神奈川方式と呼ばれる高校入試制度への対応について検討課題も多いのではないかなどの意見が出されました。以上のことから、現在進めている小中一貫教育校が開校し、学校運営がある程度軌道にのってから再度実施の是非を検討することがいいのではないかなという結論となりました。本日の教育委員会においてご承認いただければ、先方に現時点で実施することは難しいことをお伝えしたいと思います。委員の皆様のご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。説明は以上となります。

瀬戸教育長： はい。ありがとうございます。これは協議事項として、最後採決をした方がいいということですね。

上甲主査： はい。

瀬戸教育長： 皆さんが説明を受けた中で分からない点等あれば出してもらいたいと思います。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 質問です。要望された事業を町として受け入れた場合は、これはいつまでですか。年数や制限なく、ずっとやる形ですか。

上甲主査： はい。

瀧本委員： 分かりました。

瀬瀬教育長： 他いかがでしょうか。

上甲主査： 補足説明ですが、松本市内に 26 の小中学校があります。ただ、実際に受け入れられているのは山間部の 10 人前後の学校 2 校だけを実質的に進めていると。市街にある普通規模の学校や大きい規模の学校は、やはりいろいろと事務負担が大きくて、まだそこまでの受け入れには至っていないと指導主事の先生も言っておられます。

瀬瀬教育長： いかがでしょうか。

松野委員： すみません。イメージが全然できないのですが。移住したい方が来て、そのお子さんが一緒に付いてくる。それが 2 週間単位や 1 か月単位であるのですか。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

上甲主査： うちの町で「お試し暮らし」をやっています。今、原則 2 週間なのですが、その 2 週間に子どもが来ると。例えば、夏休み期間中などでなければ学校の受け入れも可能にはなることも 1 つある。

松野委員： ありがとうございます。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。

瀧本委員： 学校建設準備委員会の中でも、その前から真鶴の特徴として単級でずっといるので、刺激的なものなど、そういう面でないという話があったのです。そういう面で行くと、いろいろな地域から入ってきて触れ合えるという。よく海外に行っていた方が長期休みの時だけ地元に来て、1 か月ぐらい一緒に学習することはあるのです。そういう時は割と子ども同士とても良い関係ができるので、それは良いなと思います。ただ、事業については教頭会、校長会で言われていることは最もですの

で。今、これを受け入れて「両方やりなさい。」というのは、教育委員会としては無謀な依頼ではないかと思うので、時期をおいてということに私は賛成します。

上甲主査： ありがとうございます。

瀬瀬教育長： 他によろしいですか。それでは事務局の提案としては、いろいろと検討課題も多いので今回は見送りとして、今後、新しい学校ができて落ち着いた段階で再検討しようという提案ですが、それに対して採決したいと思います。事務局の提案、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成でございます。では、事務局の提案とおり決定いたしました。他に事務局から協議事項ありますか。いいでしょうか。
では、報告事項に入りたいと思います。時間も結構来ていますので、簡単に説明してください。お願いします。

青木係長： はい。では、まず教育総務係からお願いします。6月4日に校長会。5、6、7日で中学校3年生が修学旅行に行ってきました。7、8日で小学校5年生が南足柄の方に宿泊体験に行ってきました。13日に食育担当者会議。15日土曜日は「教育を語り合う会」で、42名の参加がありました。20日に小学校の支援教育研修会。21日に教頭会と、学校関係者評価委員会を中学校で実施しました。本日の午前中に、幼稚園で学校関係者評価委員会を実施しました。27日、小学校就学に向けた交流会を実施予定です。あと欄外の備考になりますが、「教科書展示会」が30日日曜日まで町民センターで実施しております。

裏面をご覧ください。7月の予定です。2日にまなづるっ子・チーム支援会議。5日に校長会。12日に第2回足柄下採択検討会で、教科書関係がございます。16日に学校建設準備委員会。18日、教頭会。19日に幼小中1学期が終了しまして、夏休みが8月29日までとなります。同日に、町教職員不祥事防止研修会。25日に一貫教育推進研修会。学びづくりの関係で、東洋大学名誉教授の長澤悟先生に『真鶴の未来を拓く学校づくり』というテーマの下、午前中に講演をしていただきます。こちらは広報にも掲載予定です。31日に第2回足柄下地区採択協議会と、午後から教育委員会定例会を予定しております。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。続きまして、社会教育。簡潔にお願いします。

大竹係長： はい。社会教育・生涯学習関係の6月です。表面をお願いいたします。2日には町民ソフトバレーボール大会を開催しました。男女とも4自治会の参加があり、男子は丸山自治会、女子は城北自治会が優勝しております。14日には前期成人学級の

第1回目として、真鶴カメラの^{まつだいらなおゆき}松平直之氏を講師に迎えて『美の基準と貴船まつり』と題して講演を行い、43名の方にご参加をいただきました。20日には前期成人学級の第2回目として、スポーツ推進委員の皆様にご協力をいただきまして、パラスポーツの「ボッチャ体験会」を行い、31名の方にご参加をいただいております。22日には、おもしろ体験隊事業として、開成町の児童14名を迎え入れ、真鶴町の参加者6名と磯の生物観察会を通して交流を深めました。23日には、PAUL STAR MUSIC 合同会社のKASUMI先生をお招きして、リトミックの体験教室を開催し、16名の方にご参加をいただいております。同じ日には、グリーンエイド真鶴実行委員会を開催し、プレイベントとして行われる海岸清掃と、本イベントとして行われるユースコンサートの内容などについて協議しております。24日には託児ボランティアの会が研修会を行い、非常時の避難経路の確認を様々なケースを想定して行っております。本日、25日には委員の皆様にもご参加いただきました「教育講演会」を開催いたしました。今年度は中学校全生徒の他に、小学6年生児童も対象に国立ハンセン病資料館の^{うしじまわたる}牛嶋渉学芸員を迎え、『ハンセン病を知り、差別や偏見をなくそう』と題して、講演をしていただきました。美術館事業といたしましては、8日と22日にテーマ展示に基づいたギャラリートークを行い、それぞれ9名と2名の参加がございました。博物館事業といたしましては、9日には磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムを開催し、45名の参加がございました。同事業は、23日にも予定されておりましたが、天候不良のため中止しております。

裏面をお願いいたします。7月です。2日には中学生グローバル人材育成推進協議会を開催し、今年度から形態を変える事業内容などについて協議をいたします。前年度までは、福島県の「ブリティッシュヒルズ」に2泊3日で行っていましたが、今年度は日帰りで東京都の「TOKYO GLOBAL GATEWAY」という語学研修施設に行く予定でございます。7日には、足柄下郡3町のスポーツ推進委員が一堂に会して、パラスポーツやニュースポーツを楽しむ足柄下郡スポーツ推進委員連絡協議会研修会が、当町の町立体育館で行われます。今年度はパラスポーツのボッチャを楽しむ予定でございます。12日にはスポーツ協会が2回目の理事会を開催しまして、協会に所属する各部への交付金を交付する予定でございます。19日には町民文化祭運営委員会が開催され、文化祭への動きが本格化します。夏休みに入りまして、22、23日には子ども水泳教室を、25日には子ども陶芸教室を、31日にはペットボトルを利用したソーラーランタン作りを内容とした環境学習教室を、それぞれ夏休み子どもフェスティバルとして実施します。26日には青少年指導員の皆様にご協力をいただきまして、貴船まつり夜間特別パトロールを実施します。図書館事業としては、6日におはなし会を開催します。美術館事業といたしましては、13日、27日にテーマ展示に基づいたギャラリートークを行います。博物館事業としましては、磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムを7日と21日に開催する予定でございます。以上でございます。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。今月と来月の計画等を見まして、何かご質問があ

るでしょうか。よろしいですか。それでは事務局から他に報告事項あればお願いします。はい。お願いします。

青木係長： はい。すみません。神奈川県県西教育委員会連合会から今年度の役員会開催について通知がありました。今、教育委員の皆様それぞれ担当委員さんになっていただいて、いろいろな会議にご出席いただいているところです。昨年度までは、県市町村教育委員会連合会を草柳元委員にやっていたいていました。事務局としましては、引き継いで高橋委員にお願いできないかと思うのですが、高橋委員さん。よろしいでしょうか。

瀬瀬教育長： いかがですか。

瀧本委員： お願いします。

高橋委員： いろいろ教えていただいて。

青木係長： また、細かくご連絡させていただきます。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： 高橋委員、よろしくをお願いします。昨日、草柳元委員には連合会からの感謝状を教育長室でお渡しすることができましたので、ご報告させていただきます。他に事務局から何かございますか。いいですか。

それではこれで全ての案件が終えましたので、これをもちまして6月教育委員会定例会を終わりといたします。ありがとうございました。

全員： ありがとうございました。